

令和6年度 北海道旭川南高等学校の部活動に係る活動方針

■活動方針策定の趣旨等

- 1 本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「北海道旭川南高等学校の部活動に係る活動方針」(以下「本方針」という。)を策定する。
- 2 部活動を実施する上で、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけでなく、多様な人々とのふれ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。また、教師が、健康でいきいきとやりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないように配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。
- 3 本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。なお、同好会等の活動が、本校の管理下で顧問(責任者)の指導の下、部活動と同程度に継続的に行われており、生徒、保護者、地域住民等からも部活動と同様な活動と受け止められている状況がある場合は、それらの活動を部活動に含めて考えることとし、本方針の適用の対象とする。
- 4 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動の強制はしない。

■適切な運営のための体制整備

- 1 設置する部・局・同好会活動 本校は、今年度、次の部・局・同好会を設置する。
＜体育系＞ 硬式野球部／バレーボール部(男・女)／卓球部／バドミントン部／サッカー部(男・女)／
陸上競技部／柔道部／バスケットボール部(男・女)／テニス部／弓道部／少林寺拳法部／ダンス部
＜文化系＞ 演劇部／吹奏楽部／書道部／美術部／茶道部／軽音楽部／文芸部／数学研究部
＜外 局＞ 放送局／写真局／図書局／新聞局
＜同好会＞ ボランティア同好会／英語検定同好会／軟式野球同好会
- 2 「部活動に係る相談・要望の窓口」
連絡先 北海道旭川南高等学校(窓口:教頭) 旭川市緑が丘東3条3丁目1番1号 Tel (0166)65-8770

■活動計画及び活動実績

- 1 毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、活動時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は連絡調整を図る。
- 2 各部活動の毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう配慮し、合理的でかつ効果的な活動なるよう留意する。

■運動部部活動における適切な指導

- 1 生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 2 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
- 3 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。

■文化部部活動における適切な指導

生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取り、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことがないようにする。また、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。

■適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスの取れた生活を送ることができるよう、以下を基準とした適切な休養日等を設定する。

- 1 週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- 2 週末または祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 3 学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。
- 4 考査一週間前は、原則部活動を禁止し休養日とする。
- 5 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、長期の休養期間(オフシーズン)を設けるよう努める。
- 6 1日の活動時間は、平日2時間程度、週末等の学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的・効率的・効果的な活動を行う。
- 7 「次の要件を遵守する」ことを要件に、部活動において、「高等学校における弾力的な運用」を適用する場合がある。
 - (1) 原則平日1日以上、週末は月に1日以上以上の部活動休養日を設ける。(学校閉庁日を含む年9日以上、年間計73日以上以上の部活動休養日を設定)
 - (2) 対象とする部活動に複数の部活動顧問を配置し、部活動顧問は原則平均週2日以上以上の休養日を設ける。
 - (3) 活動場所で測定した暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。

■部活動の充実に向けて

- 1 部活動指導の充実を図る取組 部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう校内及び管内で普及に努める。
- 2 女子の指導に当たっての留意点
女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- 3 生徒との信頼関係づくり 部活動は、生徒の自主性、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、生徒との信頼関係づくりを活動の前提とすることや、体罰や生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為をしないこと。
- 4 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり
生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行うこと。
- 5 家庭や地域との連携を図る取組 保護者に部活動を公開する場を設けることなど、部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。
- 6 障がいのある生徒の部活動の充実 部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

※本方針は毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。

令和6年4月1日 策定